**府立学校における校内人事の決定について**

**１　これまでの経緯**

≪平成26年度≫

◆４月18日　教育委員会会議

・新聞報道を踏まえて「投票･選挙の禁止」について意見交換

◆４月25日　「学校組織運営に関する指針」の改訂について（教育長通知）

　・校内人事の決定の際、選挙またはこれに類する方法を禁止

　　…『教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は取らない。』

◆６月３日　「学校組織運営に関する指針」の再改訂について（教育長通知）

・文科省の指導により、教職員により組織された委員会が校内人事原案を作成することを禁止

　　…『当該組織が管理職以外の教職員を主たる構成員とし、人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長･准校長が追認することは認められない。』

◆６月９日　校長･准校長向けＱＡ

　　…Q「選挙またはこれに類する方法」以外に教職員の意見を聴取する方法は？

　　　A　面談やアンケート形式により聴取する方法。

≪平成27年度≫

◆４月６日　文部科学省からの連絡

…府の学校において選挙等により校内人事が決定された事例が多くあるとの匿名の投書があった。

◆４月７日　上記投書に添付されていたアンケート用紙を作成した校長への確認

　　…アンケートは実施したが、自らの権限と責任のもと校内人事を決定した。

◆４月10日～15日　全校調査

　・全府立学校（高等学校138校・支援学校32校）の校長･准校長195名に対し、27年度の校内人事に関するアンケート実施の有無およびアンケートの内容につき調査。

　　　【調査結果】

* アンケート実施校は114校（定時制等を1校とカウント）。
* その内、47校において、主任等の適任者を推薦させる方式のアンケートを実施。
* 47校のすべての校長・准校長から、アンケートの結果に関係なく、自らの権限と責任において校内人事を決定したとの確認。

**２　府教育委員会の考え・判断**

　◆アンケートの実施については、外部から、選挙に類する行為が行われたとの疑念を持たれざるを得ず不適切。

**３　今後の対応**

　◆本日（5月20日）　教育長通知

　　以下の内容を全府立学校　校長・准校長に対して教育長から通知

・校内人事の決定の際には、アンケートの実施を含め、適任者を推薦させることは方法の如何を問わず行わないこと。なお、教職員自身の希望や事情を把握することは妨げない。